

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社の企業理念であります「働いて良かったと言える職場づくり」「社会に存在価値のある職場づくり」の下に、経営の公正性、透明性を高め、業績と企業価値の向上を図るとともに、事業活動を通じてステークホルダー(利害関係者)との良好な関係を構築し、また、コンプライアンス(法令順守)の徹底を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称       | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------|----------|-------|
| 豊住 満         | 256,320  | 31.27 |
| 太洋基礎工業取引先持株会 | 37,800   | 4.61  |
| 株式会社愛知銀行     | 30,000   | 3.66  |
| 岐阜信用金庫       | 21,800   | 2.65  |
| 太洋基礎工業従業員持株会 | 20,100   | 2.45  |
| 株式会社三東工業社    | 20,000   | 2.44  |
| 山田 知史        | 13,600   | 1.65  |
| 豊住 伸一        | 12,000   | 1.46  |
| 豊住 清         | 10,600   | 1.29  |
| 鈴木 武         | 10,200   | 1.24  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ       |
| 決算期                 | 1 月             |
| 業種                  | 建設業             |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満    |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 15 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 11 名   |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 一柳 守央 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                  |
|-------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 一柳 守央 | ○    | ――           | 一柳守央氏は、公認会計士として監査法人での経験を有し、客観的な視点から会計監査が可能と判断される。また、豊富な経験と優れた見識があり、当社の社外取締役として適任であります。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
|------------|--------|

|            |     |
|------------|-----|
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数     | 3 名 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 | 更新 |
|-----------------------|----|

監査役は積極的に当社の監査法人である監査法人アンビシャスと会計監査に関する内容、状況などの情報収集を行うとともに、相互の情報交換を図っております。

内部監査については、内部監査人を選任、監査役とも連携して業務改善を行い、内部統制の機能向上を図っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 小出 正夫 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 太田 好宣 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

|           |
|-----------|
| 会社との関係(2) |
|-----------|

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                |
|-------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 小出 正夫 | ○    | ――           | 小出正夫氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に精通され、企業経営に関する十分な見識があり、当社の社外監査役として適任であります。  |
| 太田 好宣 | ○    | ――           | 太田好宣氏は、長年建設業に従事してきたことにより培われた専門的な知識・経験等を有していることから、当社の社外監査役として適任であります。 |

【独立役員関係】

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 独立役員の人数 | 更新 | 3 名 |
|---------|----|-----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

社外取締役および社外監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、業務執行状況を調査し、法令・定款違反の有無について監査しております。また、必要に応じて監査法人から会計監査の状況報告を受けております。

社外取締役である一柳守央氏及び社外監査役である小出正夫氏及び太田好宣氏は前事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社と取り巻く経営環境を勘案し、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年1月期(2020年2月1日～2021年1月31日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりとなっております。

- ・取締役11名に支払った報酬： 85百万円
- ・監査役3名に支払った報酬： 7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬水準については、経営内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準、従業員給与等とのバランスを考慮して、求められる役割及び責任を勘案した上で設定しております。

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定される固定報酬(年俸制)と業績連動報酬である役員賞与に分かれており、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済状況等を考慮し、担当する役員の職務、業績、貢献度等の要素を基準に算定しており、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、報酬額を決定しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、固定報酬のみとなっており、業績連動報酬である役員賞与とは支給しておりません。監査役の報酬はその役割から固定報酬のみとなっており、監査役の協議により決定しております。

なお、1993年3月29日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬額については「年額150百万円以内」、また、監査役の報酬額は「年額20百万円以内」となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役とは会計・財務・法務について定期的に報告会を開催しております。また、必要に応じて適宜情報の伝達、事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

内部監査につきましては7名(経理、総務)があたり、監査役監査は3名の監査役、うち常勤監査役1名、社外監査役(非常勤)2名の構成で監査を行っております。当社の社外監査役は弁護士、建設業界に精通した者であり、企業法務等相当程度の知見を有するものをそれぞれ選任し、監査機能強化を図っております。

監査役会は定期的に開催し、監査の実施、情報の共有等を図り、重要な会議に参加し、取締役会の業務執行について業務監査を行っております。

会計監査業務の執行は、監査法人アンビシャスの公認会計士諏訪直樹氏、田中昭仁氏によって行われております。また、会計監査に係る補助者の構成は監査法人の選任基準にて決定されており、公認会計士6名からなっております。

会計監査人と監査役は、会計監査のほか内部統制についても緊密に協議を行っております。このほか、監査役は会計監査人と定期的に意見及び情報交換を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、取締役11名(うち1名は社外取締役)で構成されております。取締役会は経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項を決定する機関として取締役会及び常務会を定例的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。また、社外取締役制度を導入することにより、経営の意思決定の透明性・公平性を確保しております。

また、当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役会は監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成されております。監査役は取締役会をはじめとして重要な会議に出席し、また、監査役会において年間監査計画を策定し業務及び財産の状況の調査を通して、取締役の業務遂行を監査しております。

各事業部門の担当業務におけるリスクは、当該担当者が責任者となり、各部門に対しリスクヒヤリングを実施しリスクの見直し及びリスクの軽減を図るとともに、リスク発生時に迅速に対応できるよう管理体制の整備に努めております。

損失の危険が発生した場合、危険の内容及び損失の程度等について、直ちに社長、取締役会、監査役会に通報される体制をとっております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                 | 補足説明                                    |
|-----------------|-----------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 2021年4月22日開催の定時株主総会に係る招集通知は4月7日に発送しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 2021年の株主総会は4月22日に開催しました。                |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                                     | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年期末決算発表後に決算説明会を実施しております。今年は、新型コロナウイルス感染拡大の関係でWeb配信を含めた説明会を開催しております。                                                     | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | ホームページ <a href="http://www.taiyoukiso.co.jp">http://www.taiyoukiso.co.jp</a> の「IR情報」に四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、招集通知等を掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 管理本部が担当しております。                                                                                                           |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>企業理念及び企業行動の基本をコンプライアンスマニュアル「太洋基礎工業行動基準」にまとめ全社員に徹底しております。また、環境保全活動についても環境問題への積極的な取り組みを行動基準に明記しております。</p> <p>土木工事の事業者として取引先の信頼に応えるため品質とサービスの提供に専念し、ステークホルダーの視点を重視しつつ、内外の信頼に応え得る企業活動を展開し、企業の社会的使命を果たしてまいります。</p> |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

コンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制推進室を設置し、内部統制推進室の指示に基づき、社内規程の整備及び取締役・使用人への教育を実施しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、役職員が遵守すべき行動規範として、コンプライアンスマニュアル「太洋基礎工業行動基準」を定め、企業倫理を十分に認識し、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しております。反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当な要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶しております。

排除に向けた整備状況としては、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力や団体に関する情報収集及び管理を行っております。また、当社は名古屋市中川区防犯協会に加盟し、所轄警察管内における情報交換に積極的に参加し、外部専門機関と連携し、常に相談できる体制を整備しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については、当面は定款での定め等の対応はしておりませんが、必要に応じて実効性のある対策の構築をめざして、検討していく予定であります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### ・適時開示に係る基本姿勢

当社は、投資者に対する会社情報の開示に際しては、金融商品取引法及び有価証券上場規程等会社情報の適時開示に係る法令、規則並びに社内規程に準拠し、適時適切な開示に努めております。

#### ・会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

##### (1) 会社情報の集約および適時開示の判定

当社の各事業部門における重要な会社情報は管理本部に報告されるような組織体制をとっております。また、情報の重要性の判断、適時開示の要否の検討は情報取扱責任者の指示のもと、総務部、経理部および当該案件担当部門などが中心となり、適時開示規則等に準じて協議を行います。また、必要に応じて東京証券取引所上場部、会計監査人、弁護士などからのアドバイスを受けております。

##### (2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は管理本部を情報管理責任部門とし、情報管理規定に基づき、適時開示の必要性が生じたときは管理本部の指導のもと、総務部が適時開示を行います。

重要な決定事実については、毎月定期的開催される取締役会、経営会議等において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより、迅速な意思決定を行っております。

重要事実が発生した場合には、速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されるとともに、関係取締役に対し報告がなされます。その後、情報取扱責任者を中心に当該情報の重要性の判断や適時開示の要否の検討を行い、東京証券取引所の適時開示規則に基づき開示が必要となる場合には直ちに開示を行います。

